平成２１年（フ）第１１１号
新潟県長岡市六所戊２番地
債務者　水落　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
新潟県長岡市高町４丁目858番地201
債務者　大宮　健司
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市上富井128番地５
債務者　沖谷　秀雄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市天城台４丁目５番11号
債務者　村上　敦彦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第４４３９号
札幌市北区あいの里１条６丁目３番２―505号
債務者　今井　京子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３２号
札幌市北区太平４条４丁目６番７号、申立時の住所札幌市北区篠路４条５丁目４番３号
債務者　川村　正則
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３３号
札幌市北区太平４条４丁目６番７号、申立時の住所札幌市北区篠路４条５丁目４番３号
債務者　川村ともえ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２４号
札幌市北区篠路２条３丁目３番４―102号
債務者　小松　且弥
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８号
岩手県陸前高田市矢作町字耳切30番地１
債務者　佐藤　千恵
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９号
岩手県下閉伊郡田野畑村南大芦106番地
債務者　渡部　　円
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午前10時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３５号
岩手県宮古市根市第５地割58番地５
債務者　山下　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３９７号
愛知県岡崎市河原町４番地７　マンション光Ａ―４
債務者　本多　信義
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
島根県出雲市小山町352番地５
債務者　丹後　　幸
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７２号
島根県出雲市今市町700番地
債務者　丹後眞理子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７３号
島根県出雲市天神町556番地５　サンレモタウン５―206
債務者　渡部　路子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７４号
島根県出雲市天神町556番地５　サンレモタウン５―206
債務者　渡部　和宏
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７５号
島根県出雲市多久町594番地
債務者　吾郷　敬子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部